

男女雇用機会均等対策基本方針案の概要

運用期間 平成19年度～平成23年度

基本的考え方

基本的理念

労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようとする

＜現状＞ 均等法施行後20年経過、制定当時指摘されていた法制上の課題はほぼ解決したが・・

出産、育児等により離職する女性が依然として多く、女性の継続的な職業キャリア形成が困難

男性を中心とした基幹的労働者には長時間労働等を前提とした働き方が見られる

女性が家庭生活を営みながら就業を継続する場合に具体的な見通しを持ちにくい

少子化の進展により女性の就業率の向上、個人の職業生活の期間の長期化が課題

仕事と生活のあり様等が多様化し性別に関わらず多様な働き方やキャリアを選択できることが求められている

《実質的な機会均等確保がなされない状況》

《社会のニーズの高まり》

＜5年間にとるべき施策の考え方＞

+

多様な就業パターンの選択が可能となるような条件整備

将来展望を描き就業継続

できる環境整備

均等法の履行確保

仕事と生活の調和の実現に向けた取組

ポジティブ・アクションの推進

実質上の機会均等確保を目指す

注) ポジティブ・アクションとは

事業主が雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする措置のこと。具体的な取組には、「女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組」と「男女双方を対象とする取組」がある。